

# 近世の身分編成に関する覚書

吉 村 豊 雄

## A Note on the Formation of Social Stratification System (身分制) In Early Modern Japan

Toyo YOSHIMURA

### 要旨

最近の近世身分制研究をみると、近世社会が兵農分離に基づく厳格な身分制社会とする理解は後背に退き、境界的・周縁的諸身分の存在を重視した「柔らかい身分理解」が主流である。いわゆる「士農工商」も社会実体に乏しい虚構であり、領主権力が「士農工商」的な身分編成を政策志向したことと裏付ける史料もない、とする理解が一般的である。小論では、熊本藩領を素材に近世身分制の長期的動向を素描したものである。中期の藩政改革(宝曆改革)以降、家中区分の厳格化(「士庶以上」・「士庶以下」)、寸志等による百姓・町人(商人)の武士身分(「士庶以下」)・身分標識(苗字・帯刀、衣服等)獲得を通じて、家中・百姓・町人内部の身分序列化が進行する。そして藩経済政策の柱として農業が重視され、寸志とからめて農業振興・農業基盤整備が志向されると、厭農・脱農化現象の彼岸に「商」が対置され、「根元、商売ハ農より賤物」という建前のもので、「農」の政策的格上げがなされる。

キーワード 身分、士農工商、苗字帯刀、寸志、在御家人、身分標識

## はじめに

最近の近世身分制研究の傾向は、一言で言えば、「固い身分理解」から「柔らかい身分理解」へという動きである。かつての「幕藩制構造論」に代表されるような、近世社会が兵農分離に基づく厳格な身分制社会とする理解は後背に退き、境界的・周縁的諸身分にも目配りした「柔らかい身分理解」が支配的である。従つて近世の儒学者などが主張する「士農工商」論も社会実体に乏しく、兵農分離の現実からすれば、「士農工商」内部の身分的上下関係は「士」と「農工商」との間に実体があり、「農工商」の内部にはそれがない、また、これを裏付ける史料も見当たらないとする見方が一般的である。「士農工商」虚構論という主張さえあり、まして「士農工商えた非人」と言う主張は近代に入つて生まれたとされている。

幕藩権力が「農工商」の下に「えた非人」身分を設定し、民衆の分断支配を強化したとするかつての常套的理解は誤りだとしても、いわゆる「士農工商」という認識にある程度相対した社会実体はないのだろうか。小稿は、熊本藩領を素材に、藩制下の身分編成について検討し、近世中期以降、「士農工商」という身分的上下関係が一定程度藩社会に実体化していく過程を素描したものである。

## — 初期の職業構成と身分編成

## 1 宗門改めと身分編成

細川氏は、寛永九（一六三四）年十二月に豊前小倉から肥後熊本に入国すると、翌寛永十年正月に人畜改めと加子改めを命じた。同十一年には最大家臣松井氏の知行地において全国に先がけた宗門人別改めの実施も確認しうる。

細川氏は、すでに豊前時代の元和八（一六二二）年、藩主忠興から忠利への代替わり直後に全藩的に人畜改めを実施

しており、この経験をふまえて新領国肥後においても同様の全藩的調査を実施している。人畜改帳は現在合志郡および玉名・芦北両郡の一部に残され、多少記載内容が異なるが、この人畜改帳によつて領民の世帯（家族・年齢）構成、家屋敷構成と畝数、牛馬数などが詳細に把握されている。そして寛永十一年（頃）にはこうした諸調査の数値を郡レベルでまとめた「肥後国諸郡明細帳（仮称）」が作成されている。このように細川氏は、入国当初、領民の実態把握に努め、その後も宗門改めを継続強化している。宗門人別改めは天草島原一揆終結後の寛永十六（一六三九）年にその機能強化が志向され、寛文（一六六一—一六七二）期、幕府が全国諸藩に命じた宗門改め体制整備の過程で、領民編成の基本方策と位置づけられる。寛文十一（一六七一）年の「御国中邪宗門御改等被仰付覚」<sup>[1]</sup>は家中と領民を対象にした宗門改めの実施方法を示したものであり、全文を示せば次の通りである。

#### 御国中邪宗門御改被仰付覚

一 今度切支丹宗門被御改之儀、御家中不依大小身日本・南蛮之誓詞を被仕、頭有之衆ハ其頭々迄可被差上候、無頭衆ハ田中左兵衛方へ可被相渡候、不及血判候事、

附、最早何も右之誓詞血判仕差上候衆ハ可為其分候事、

一 御侍・御切米取ニ至迄毎月之触状ニ判形仕せ、組切ニ其頭方へ被取置之、頭者組中相改、至末々不審成もの無之との判形取置之段、田中左兵衛方江一箇年ニ一度宛書物可被相渡候事、

一 御家中、御侍中・切米取ニ至迄親之跡目被為押領候歟、或御奉公被召出歟、或新儀ニ組入候節、又ハ組替之砌日本・南蛮之誓詞仕、旦那坊主之裏書・判形有之書物其頭手前ニ取置可被申候、但、頭無之者或御奉行所或其支配之方へ右之通之誓詞差出可被申候事、

一 新参ニ被召出候輩、不依高下日本・南蛮誓詞を仕、旦那坊主之裏書・判形有之書物其頭手前ニ取置可被申候事、附、不依大小身下々召抱候節も如右之誓詞、但、旦那坊主之裏書判形を取置可被申候、

一寺社・町人・百姓等ハ五人組を弥相定、切支丹宗門ニ而無御座、何宗ニテ御座候、從公義被仰出候御法度之趣  
相守可申候、不審成もの有之候ハ、五人組之内より急度可申出之旨、其頭々より堅可被申付候事、  
一諸町人之事、町内江始而移り候歟、或借家ニ召置候者ニも日本・南蛮之誓詞を任せ、旦那坊主之裏書・判形を  
町頭又ハ家主手前ニ取置可申候事、  
一百姓之事、從他所其村へ入人有之節、又者下人召置候刻、日本・南蛮之誓詞仕せ、旦那坊主之裏書・判形を可  
被取置候事、

一寺々ハ何方へ末寺無紛との住持より一度書物を仕、寺社奉行衆迄相達、其書物田中左兵衛方迄可被相渡候事、  
一社家ハ神道行候儀紛無御座との書物仕、寺社奉行衆へ相達、其書物田中左兵衛方迄可被相渡候事、  
一社家滅罪之事、寺社方同前ニ何寺末寺紛無之との書物、寺社奉行衆より田中左兵衛方へ可被置相渡候事、  
一山伏・薦僧・かねたき等ハ從寺社方可被相渡事、  
一乞食者頭乞食吟味可仕事、  
一穢多、其村庄屋より相改させ可申候事、

以上を箇条書的に整理すれば、①全家中から日本誓詞・南蛮誓詞を徴収し、以後、跡目相続、新規召抱、組入・組替、陪臣召抱の際にも両誓詞を提出させる、また毎月の宗門改めの触状に判形させ、年に一度組頭に提出させる、②寺社・町人・百姓の五人組編成を徹底する、③町方の移住者・借家人、村方の移住者・下人所持者に日本・南蛮両誓詞を提出させる、④寺院および社家滅罪に末寺書物を提出させる、また社家には神道のみを行う旨の書物を提出させる、⑤山伏・薦僧・鉢叩は寺社方に、乞食は頭乞食に、穢多は村庄屋にそれぞれ改めさせる、という内容になつてゐる。

それは、無論、家中および領民全体に宗門改めを徹底することを第一義の目的としているが、同時に宗門改めを通

して家中と領民の動態を把握し、封建的身分秩序・支配体系を強化する上で一定の役割を果たしている。すなわち、「御家中」（御侍中・御切米取）、「寺社・町人（諸町人）・百姓等」、「山伏・薦僧・鉢叩等」、「乞食」、「穢多」ごとに宗門改めを実施しており、宗門改めを通じて各身分的集團の存在形態が明確化し、家中・領民の支配体系が整備されたのは確かである。この宗門改めは家中および領民全体に宗門改めを徹底するため身分的集團ごとの実施形態をとっている点が注目されるが、各自身分的集團の序列的編成は基本的に意図されていない。

## 2 「肥後國諸郡明細帳」の領民把握

前述したように、熊本藩領では、細川氏入国直後の寛永十一年（頃）に人畜改帳など諸調査の結果を郡別に集計した「肥後國諸郡明細帳（仮称）」<sup>(2)</sup>が作製されている。そして同様のものが元禄七（一六九四）年十月にも「諸御郡高人畜浦々船数其外品々有物帳」（全一三冊）<sup>(3)</sup>として作製されている。この寛永十一年・元禄七年の「肥後國諸郡明細帳」は熊本藩領の肥後國二二郡・豊後國三郡の石高・家数・人数・職業別人数・牛馬数・浦々船数・水夫（加子）数・產物・名所などを郡別に書き上げた、文字通り「郡明細帳」を集成したものである。両資料を比較すると、寛永十一（一六三四）年から元禄七（一六九四）年までの六〇年間で本藩の人口が約二・一八倍（年増加率一・三%）に増加しているように、著しい経済発展が認められる。経済発展の動態については別に分析しているので、ここでは領民に対する職業・生業記載、あるいは身分記載に注目すると、その特色として次の諸点を指摘しうる。

第一に職業・生業の多様な記載である。寛永十一年と元禄七年の領民の職業・生業を列記した表一・表二によると、商人・職人関係の記載は社会的分業の発達に対応して拡大し多様である。もつとも元禄七年の記載は寛永十一年の記載方式を踏襲しており、八代郡を除いて商人・職人を「町人」あるいは「諸商人」、「商人」、「諸職人」としてまとめて記載している。こうした町人・商人・職人という集團的記載方式は寛永十一年の記載方式を踏襲したものであり、身分編成の意図は希薄である。その基本目的は商工業人數の実数把握にあり、商人の構成を示す玉名郡・商人・職人

表1 寛永11年（1634）「肥後国諸郡明細帳」の職業・生業記載

町人
商人（諸商人）
油屋
木実屋
ざるかたけ
職人（諸職人）
大工（家大工・舟大工・山大工）
紺屋
鍛冶
研屋
白銀屋
かざり屋
塗師
桶屋
紙漉
かわらけ屋
大鋸引
木地引
塩焼
炭焼
小酒作
一錢剃
渡守
わなさし
うつかひ
川漁師
社人（神主）
坊主（僧衆・出家・寺小者）
山伏
禪門・薬師・鉢開
医師
か・わた・えた
牛人

永青文庫蔵、寛永11年「肥後国諸郡明細帳」  
元禄7年「諸御郡高人畜浦々船數其外品々  
有物帳」による。

表2 元禄7年（1694）「肥後国諸郡明細帳」の職業・生業記載

町人
商人
問屋
油屋
麿屋
油屋
風呂屋
職人（諸職人）
大工（小工・家大工・船大工・山大工）
紺屋
鍛冶（刀鍛冶・鎌鍛冶）
研屋
塗師
桶屋
左官
栓物屋
焼物師
鎔物師
瓦師（瓦焼・瓦大工）
塩焼
紙漉
木引
一錢剃
渡守・船守
馬指
駕籠界
馬口勞・伯楽
津横目
海山川獵師
海士
社人
坊主（寺家）
比丘尼
山伏
陰陽師
鉢開・鉦叩・ひさぎ叩
座頭・禪門・ごぜ
えた・かわた
浪人
一領一疋
地侍
惣庄屋

の全体構成を示す八代郡の記載は多様である。

第二に職業・生業としての「百姓」記載の欠如である。各郡の家数構成をみると大部分が「百姓家」と記載され、他に惣庄屋・一領一疋・地侍・社家・寺家、あるいは諸々の商人・職人などの家で構成されているが、職業・生業を記載した男女人数の内訳に「百姓」の記載はない。たとえば元禄七年詫摩郡の男女人数は惣庄屋・一領一疋・地侍・坊主・社人・陰陽師・医師・馬医・紺屋・大工・片輪者・盲目・半人・瓦大工・えたで構成されているが、家数は医師以下の分が「百姓家」とされている。そこには身分実態としての「百姓」の基本性と多様性を看取しうる。

第三に武士的身分（一領一疋・地侍）の独立記載である。領内に一領一疋・地侍が設定されるのは寛永十二年以降であり、一領一疋・地侍は、元禄七年の「肥後国諸郡明細帳」において人数・家数が記載されている。それも惣庄屋とともに一領一疋・地侍の人数と家族人数がわかる記載方式をとっている。一領一疋・地侍が知行として認められた開地で農業に従事しながら、「百姓」とは区別された独自の存在として把握されていたことを示す。

第四に「えた」への記載統一化である。寛永十一年の「肥後国諸郡明細帳」によると、山鹿郡のみ「えた」の呼称を使い、他の郡は「かわた」を使っている。逆に元禄七年のそれは「かわた」の呼称が消え、「えた」に統一されている。

以上本章では、寛文十一年に体系化された家中・領民に対する宗門改めの実施方式、寛永十一・元禄七年「肥後国諸郡明細帳」の記載形態について検討してきた。両者はそれぞれ実施目的を異にし、後者は領民の職業・生業の実数把握を、前者は家中・領民全体に対する宗門改めの徹底実施を目的的にし、身分的集団ごとの宗門改めも宗門改めの徹底を図るために方策としての側面が強い。元禄以前の近世初期段階において、藩側が領民の身分集団化を徹底し、各自分的集団間の序列化を志向した形跡は薄い。

ところで、宮本武蔵が著したとされる『五輪書』は、全国的にみても早い時期に「士農工商」論が展開されている。同書は、武蔵死去の七日前、正保二（一六四五）年五月十二日に高弟寺尾勝信に相伝させたとされるが、確証はなく、

寺尾勝信が細川家臣山本源介に与えた形式をとっている寛文七（一六六七）年二月五日付の写本が原本の可能性もある。いざれにしても、『五輪書』は早い時期に独特的の「土農工商」論を展開している点でも注目される。すなわち同書は、武士の道、兵法を実践的に説きつつ、「凡そ人の世を渡る事、士農工商とて四つの道也」として独特的の「士農工商」論を展開している。そして同書は、士、農、工、商それぞれに心がけるべき「道」があるとし、兵法を「大工の道」になぞらえ、棟梁と大工が道具ひとつで家を作り上げるように、武士たるものは、大将と兵卒が兵具を大事に扱い天下を経営することが肝要であると説いている。そこには、「士」と「工」が上下身分論的な関係とは捉えられておらず、士、農、工、商がそれぞれの本分を尽くすことが肝要とする職分論的な認識が展開されている。では、こうした「士農工商」の間に上下身分的関係がどのように生まれてくるのか。

## 二 実体化する身分編成

### 1 武士身分の広がりと序列化

家中・領民の間には初期においても石高（持高）・由緒等にもとづく一定の身分階層性が形成されているが、中期以降、新たな身分序列化が進行する。その起点となるのは武士身分の広がりである。後で述べるが、明治二年（一八六九）の版籍奉還準備に際して、藩当局が同年十月に新政府に届け出た武士身分の内訳は、「藩士」二四九六人、「兵卒」九八五三人、「郷兵」一万一四七七人、「四十六歳以上藩士兵卒並郷兵」一万八六二七人である（後掲表五）。「郷兵」はと町在の「帶刀以上」の者たちであり、同年十二月には「士卒」に加えて新政府に届けられ、この後「士族」に編入されている。百姓・町人の間に一万人以上の士族編入者が存在していたことになる。これは驚くべき数字と言わなければならない。結論を先取りして言えば、武士身分が領民の各身分の間に広がり、多様な身分標識を生み、身分内部の序列化と身分の集団編成を促している。熊本藩の場合、「宝曆改革」と言われる藩政改革が家中・領民の間

に身分序列化を進行させる画期をなしている。

宝曆改革は家臣團の知行削減による財政改革を主眼とし、大幅に知行を削減された家臣團に対する武士意識の徹底<sup>11</sup>、綱紀凜清を軸に改革政策が展開される。家臣團に対する綱紀凜清の根幹は、家臣團を「士席以上」（知行取）と「士席以下」とに厳格に分離し、家臣團編成における「士席以上」の中核的位置を確定することにある。こうした改革課題は学校（時習館）設置と法律（刑法）改正を軸に進められる。藩校時習館は基本的に「士席以上」（知行取）の学校であり、刑法の運用と改定を通じて「士席以上」と「士席以下」の分離・序列化が進むことになる。

「士席以下」とは切米取・扶持取の下級家臣團をさすが、宝曆改革期以降、ここに一領一疋・地侍が「御家人」として組みこまれ、寸志などによって新たに御家人となつた者を加えて「在御家人」なる範疇が出てくると、武士身分は下降し肥大していくことになる。先ず改革政治のスタートとなる宝曆四（一七五四）年に一領一疋・地侍のことを「御家人」と称する達書が出されている<sup>12</sup>。この達書は、諸郡の海辺・川筋の塘普請について、これまでの塘奉行を廢止して郡奉行の「請込」権限とし、手永（郡と村の中間行政区画）の惣庄屋に普請を「受持」たせる方針を示したものであるが、惣庄屋のサポート態勢について次のように指示している。

尤、御惣庄屋迄ニテ手足不申所柄は、一領一疋・地侍之内より一兩人宛助役被仰付、右御家人共へは當時迄塘奉行受取來夫給銀直、為勤料被渡トニテ可有之候間、此段も可有御沙汰候、

すなわち、惣庄屋の職務遂行に人手不足が生じた場合、郡奉行が一領一疋・地侍より各々二人づつを選び、「助役」させ、これら「御家人共」には從来塘奉行が受け取つてきた夫給銀を「勤料」として支給するとしている。この達書は、中央の人員を整理し、地方行政の実質を地方に移管していく改革政治の一環をなすものであり、惣庄屋をその推進主体と位置付け、惣庄屋に助力する一領一疋・地侍を「御家人」なる新たな呼称で位置づけ始めたことを物語る。

「御家人」とは「御家中」に対する身分呼称と思える。御家人と言えば、古くは鎌倉幕府のもとでの將軍譜代の家臣を想起し、同時代的には江戸幕府のもとでの旗本・御家人の存在に思い当たる。両者に共通するのは主君（將軍）と強い主従関係で結ばれた直属家臣ということである。ここでいう「御家人」の「御家」も主君の家、まぎれもなく細川家のことを指している。御家人という呼称には主家＝細川家の家臣という意味合いも含まれているが、鎌倉幕府・江戸幕府の御家人が帯びる直属家臣としての性格はむしろ拒否されている。

つまり御家人は、広い意味では主君（藩主）との主従関係につらなる存在であるが、本来的家臣である「御家中」（④「士席以上」）とは厳格に区別しようとしているところに「御家人」呼称の本質を認めうる。藩当局が宝曆改革を通じて家中の身分序列をひきしめ、家中の規律を厳格化する過程で「御家人」なる呼称が生まれているところに注目を要する。藩当局は御家人＝一領一疋・地侍の社会編成を図りつつ、「御家中」と「御家人」を対比させることで家中の本來的性格を強化したといえる。

そして明和八（一七七一）年十二月の達書<sup>[6]</sup>には「在御家人」なる呼称が登場する。本達書は惣庄屋と「在御家人」の親族の帶刀について規定したものであるが、その主たる内容は、①「数代家柄」の惣庄屋、および「御家人」（一領一疋・地侍）より登用された惣庄屋と同居する親子・兄弟の帶刀を認める、②「人畜」（一般の百姓）より登用された惣庄屋と同居する親族には無苗にて帶刀を認める、③「人畜」より褒賞され苗字・帶刀御免となつた「在御家人」には同居の父親のみに帶刀を許す、というものである。

本達書で注目されるのは、④「御家人」と「在御家人」が明確に区別されていること、⑤「在御家人」は褒賞により苗字・帶刀御免となつた者であること、⑥百姓一般を「人畜」と称し、「在御家人」は「人畜」から離脱した特別の身分となつていること、以上の諸点である。寸志・褒賞によつて苗字・帶刀を認められ、新たに一領一疋・地侍に任じられる者が増大している。藩当局はこれら新御家人を「在御家人」として区別し、後には御家人・在御家人の呼称は在御家人に一元化していくことになる。

以上みてきた在御家人という武士身分の拡大は、「土席以上」（「御家中」＝知行取）と、在御家人の一部を包摂した「土席以下」との厳格な分離を促し、「士」の本来的存在を明確化させる。同時に在・町における武士身分の拡大は百姓・町人との間に身分上層を創り出し、新たな身分序列化と身分集團化を促すことになる。

## 2 脱「百姓」化の規制と「農」の格上げ

ところで在における在御家人の増大は「村人数放れ」（在人数放れ・人畜放れ）という「百姓」身分から離脱する小特権層を生んでくる。村に居住しながら、「村人数」に属さない「村の武士」が生成されているのである。注目したいのは、「村人数放れ」が在御家人の生成を通じて増大するとともに、百姓が農業を離れて町方に移住することも「村人数放れ」と呼び、これによって、さらに「村人数」の減少を招いていることである。いわば二様の村人数放れの実体と、こうした現象への対応形態としての「百姓」身分の格上げについて検討しよう。

まず在御家人化による「村人数放れ」について、名子庄七の事例をあげよう。<sup>2)</sup> 合志郡大津手永大津町の庄七は天保二（一八三一）年の関東筋川々御普請御手伝御用寸志の募集に応じ「苗字帯刀」御免の在御家人（地位は不明）に任じられる。名子が一気に在御家人となり、「名子抜け」という段階を越えて「村人数」から離れるという事態になったのである。名子主である斎藤家はその不当性を問題にする。惣庄屋布田太郎右衛門は斎藤家側の主張を文書で提出させ、郡代に判断を仰いでおり、斎藤六左衛門は布田太郎右衛門に対し天保三年二月十日付で「口上之覚」を提出している。

斎藤六左衛門の主張は次のようなものである。①私と「譜代名子」である庄七とは「主従之間柄」であり、何事も私に相談し「差図」を受けるよう取り決めているが、庄七は断りなく寸志錢を差し上げている。②寸志により苗字帯刀が認められたのであれば、当方としても「帶刀之応対」をしなければならないが、「家来筋之名子」がこうした身分になることを認めるのは甚だ「本意」に反する。できれば元の状態に戻してもらいたい。③名子は「役人」（役負

（の本百姓）ではない。五人組も名子同士を組み合はせている。正式の百姓ではない名子の寸志額はどうなっているのか。（④名子が主家に断りなく寸志しても藩側で褒賞されるのであれば仕方ないが、総目寸志（在御家人身分相続のための寸志）ができず「村人数」になつた時には「本之名子」に戻していただきたい。（⑤名子による寸志に支障がないとすれば、名子は後の難渋も考えず田畠さえ完却して寸志し「名子之手を切」ろうとするのは必定である。私の家でも名子が「不敬之振捌」をするものと思える。

以上の斎藤次左衛門の主張に対して、郡代は逐条的に判断を提示している。郡代は、庄七が斎藤家側に断りなく寸志した非を認め、「旧恩忘却」してはならないと諫めているが、「名子之者寸志差上候儀不苦候事」との判断を示し、名子が百姓と同様に寸志することを認め、百姓と同様の褒賞を与えるとの立場をとっている。総目寸志ができず、庄七の子が「村人数」に戻った時には「本之名子」に戻してほしいという④の主張については斎藤家側の主張を認めているが、逆に言えば、庄七が寸志によって苗字帶刀の在御家人となり、名子身分からも、「村人数」からも抜けることを認めているのであり、その特権は総目寸志を払いさえすれば子供の代にも相続されいくことになる。既に斎藤家名子の独立化は進み、天明二（一七八二）年には大津町惣人数に編入されて百姓並みに扱われており、斎藤家の支配力は相当に弱まっている現状にある。それゆえに庄七は斎藤家に断ることもなく寸志に応じ、相応の褒賞を得ようとしたのである。注目したいのは、惣庄屋布田太郎右衛門が、庄七一件を機に斎藤家の名子解放に動き、天保三年中に実現していることである。名子の経済状態を勘案して身請錢が決定され、斎藤家側からの表立った反対もなく、名子一五人は手永会所に身請錢を提出し、斎藤家を訪れ請印して名子身分から解放されている。庄七も身請錢三五〇日を払い名子主斎藤家から解放されており、晴れて「村人数」からも離れ、苗字帶刀御免の在御家人の待遇を得たはずである。

庄七一件は、初期農村に広範に存在していた名子の本百姓化が進み、有力名子主との隸属関係も形式化し、名子が百姓同様所定額の寸志を差し出せば、名子主との個別的関係を超えて、「村人数」そのものから離れ、在御家人とい

う「村の武士」になり得たことを示している。藩側が名子の寸志を区別せず、あくまで百姓一般の寸志基準で処理し、名子庄七の在御家人化を支持しているように、いまや寸志という経済力・経済行為が百姓内部に身分序列つくり出し、村の社会編成を推し進めていたといえる。

次に、もうひとつの「村人数放れ」、百姓が農業から離れ、町場に移り住む現象をみよう。注目したいのは、藩当局が、こうした百姓の「村人数放れ」現象に対処するため、百姓の身分的格上げを図つてることである。次の史料は、町方担当役人が熊本城下町に出した寛政七（一七九五）年九月二十五日付達書である。<sup>15</sup>

在人数離之儀容易難被叶段ハ兼て被及御達置候處、虛弱病身又ハ幼年より町家致奉公、農業難成無拠訳を申立、村人數離願出候得は、精々吟味之上、相違無之者共ハ御郡代より願書取次被相達候上、被及御詮議之通在人數被差放候段及御達被成候、然処、根元商売ハ農より賤物ニ候得共、農業程ニハ勞も無之、惣体之身振も品よく有之候處より商ニ入度存候もの多相聞、年々際限も無之事ニ付、今度重疊御詮議之筋有之、以來如何様なる無拠願之趣意たり共、村人數を離し、町家養子又ハ育等ニ相成、町人數ニ入候儀者決て難被叶旨御郡中へ被及御達候条、町中之者共も此旨相心得居候懸り々々可被達旨候、以上

九月廿五日

町方根取中

藩当局は、熊本城下町に対して、「商売ハ農より賤物」と言いつている。従来、近世身分制に関する諸書において、「士農工商」論の虚構性を強調する根拠のひとつとして、「農」を「工商」の上位に位置付けた史料は見当たらぬとする記述が散見されるが、この達書は明確に「農」の上位性を打ち出している。無論、そこには藩側の意図、論理のすり替えも看取できるが、そこに「士農工商」概念の本質もあると思える。

藩当局は、寛政期以降、「勧農富民」をスローガンに農業振興と農村再生を意図し、郡代・惣庄屋のもとで寸志表

賞を本格化して地域百姓の経済行為・社会事業を組織し、農業の基盤整備（用水・灌漑設備、干拓、荒田再開発）を図り、飢餓回避の社会システム構築を目指す。そして農業に「精勤」する「百姓」像を強調し、「精農」表彰を行う。それゆえ百姓が農業を厭い、農村から離れ、町場に移り住み商売人となる動きは対処しなければならない問題となる。しかも、こうした「村人数放れ」が「年々際限も無之」き状態にあり、また、町方根取中が、いみじくも認めているように、商売が「農業程ニハ勞も無之、惣身体振も品よく有之」という実状であるとすれば、対処は本質的にならざるを得ない。こうして熊本町中に對し「村人数を離」れた百姓の受け入れを禁じるとともに、「根元、商売ハ農より賤物」と意識させている。「商」は「農」の下である、という発想がどれだけ社会実体を持つたのか問題であるが、藩当局が、「勸農富民」のスローガンをかけ、農業重視の政策的方向でこうした「農」・「商」認識を示していることに注目したい。

以上見てきた二つの「村人数放れ」の動きは密接に重なり合っている。すなわち藩は、「勸農富民」のスローガンのもとで「農」の社会的地位を格上げし、百姓の農業生産と生活の安定化より「村人数放れ」（脱農）を抑止しつつ、「精農」を表彰し、百姓の寸志行為を組織して、在御家人身分獲得による「村人数放れ」の道も保証している。藩の寸志規定も百姓を基本にしている。商人と百姓の寸志を比較した場合、城下有力商人は大型の寸志や御用金に応じ相応の待遇を得ていて、商人一般の寸志例は少なく、百姓のような明確な褒賞規定もない。藩は、「農」を「商賣」より上位に位置付け、百姓の寸志行為に対しても多様な褒賞を与え、その経済力に応じて武士身分を獲得する寸志の機会を保証することで百姓の農業活動に目標を設定し、百姓が「本業」に精勤する社会条件を整備したものといえる。

### 三 身分編成と身分標識

家中・領民全体にわたる身分編成の基本標識として機能するのは「衣服制度」であり、そこから身分序列化に対応

して多様な身分標識が生成され、身分制の全体編成をつくり上げていくことになる。

### 1 「衣服制度」の位置

衣服制度は宝曆五（一七五五）年二月に規定され、数年の経過措置を経て、宝曆十一年に完全実施され、その後の運用を通じて規定内容は詳細なものとなつていて。熊本藩領において「御制度」といえば衣服制度を指すように、家中・領民のビジュアルな身分標識として絶大な役割を果たしている。宝曆五年の規定<sup>〔註〕</sup>は、「衣服御制度」の通常規定、「旅詰衣服」、「於御国婦人之衣服」の規定からなっている。ここでは通常規定を示しておこう。

#### 衣服御制度

一 士席以上衣服、裏付上下・羽織・袴等総て表は紬・木綿を可被用事、

但、裏は可為勝手次第、且又単羽織・袴ハ紗・綾・加賀・日野之類勝手次第、

一 独礼以下諸役人段以上衣服、羽織・袴等表裏共ニ総て布木綿可用事、

但、下着并単羽織ハ加賀・日野之類勝手次第、

一 足輕以下衣服、帶等ニ至迄総て布木綿可用事、

一 夏之衣服、冬之衣服ニ応質素可被相心得事、

一 独礼以下、越後縮帷子・紋紗之羽織・絹平類之袴等被禁候事、

一 火事羽織、革木綿可被用事、

但、着座以上羅紗勝手次第、

一 雨合羽は総て木綿類可被用事、

一 陪臣知行取ハ士席ニ准、中小姓以下は独礼以下ニ可准事、

一 商家は独札以下ニ可准事、

一 七十歳以上十歳以下并医師諸出家は制外之事、

対象となつたのは「士席以上」、「独札以下、諸役人段以上」、「足軽以下」、「商家」である。衣服制度の特質として、  
 ①「士席以上」と「士席以下」が分離され、「士席以下」（「独札以下、諸役人段以上」、「足軽以下」）の衣服が細か  
 く規定されている、②「商家」の扱いが高い、③百姓の衣服に関する規定がない、④医師・出家が「制外」とされて  
 いる、以上の四点を指摘しておく。特に「商家」を「独札以下」に准じるとして、百姓の衣服を規定していないこ  
 とに注目したい。この場合の「商家」とは、士席（独札）以下に准じる衣服特権を与えられているように、藩の御用  
 金賦課などに応じるような上層商人を指していると思える。その意味で衣服制度は、その初発において武士および特  
 定の社会層を対象に規定されているが、百姓に対する衣服規定がないからといって、百姓の衣服が等閑に付されたの  
 ではない。衣服制度に規定がないのは、百姓の衣類は改めて規定するまでもない、従来通り「百姓相応」の衣類に心  
 がけよという趣旨に通じる。その意味で注目したいのは、百姓との対比において「えた共」の衣服を強制しているこ  
 とである。

一 諸郡えた共之儀、高持を受持居候も有之事候へ共、惣躰百姓並ニは相心得不申筈之處、所ニより勝手向も兎哉  
 角いたし居候えた共之内ニは、御百姓も不用衣服等相用候者も有之様子ニて不届之至ニ候、以來えた相応ニ相  
 心得候様、村役より急度可申付候、若心得違之儀於有之は差通間敷候條、此段可被申渡候、以上

明和九年六月<sup>(19)</sup>  
御郡代中

郡代中は、「えた共」が高を持ち、経済力をつけて百姓も着らないような衣服を着ている現状を「不届之至」と敵

表3 鮑田郡五町手永の寸志褒賞

(人)

褒賞内容	年次	享和3年 (1803)	文化1年 (1804)	文化2年 (1805)	文化4年 (1807)	文化5年 (1808)	天保2年 (1831)	天保3年 (1832)	天保6年 (1835)	天保8年 (1837)	天保9年 (1838)
2人扶持		1								1	
歩使番列											
諸役人段									1		
作紋上下	1		1								
一領一疋・作紋上下一具		1				1					
一領一疋							1			3	
地土	1			1		1		1		2	
苗字帯刀御免・郡代直触	1		1								
刀御免			1								
苗字御免・郡代直触			1								
苗字御免・惣庄屋直触			1								
無苗惣庄屋直触・家内傘・背笠御免			1								
無苗惣庄屋直触		1				1			1		
礼服・小脇差御免・家内傘・背笠御免			6								
礼服・小脇差・背笠御免						1					
礼服・小脇差御免			1								
礼服・笠・背笠御免			1								
礼服・傘御免			4								
礼服御免	2	1		3	1						
小脇差・傘・背笠御免・家内傘・背笠御免			1	1							
小脇差・傘御免・家内傘御免			1	3							
小脇差御免・家内傘・背笠御免				1							
小脇差御免・家内傘御免				1							
小脇差・傘・背笠御免	7		11						4		
小脇差・合羽・背笠御免			1			2					
小脇差・傘御免			1			1		2			
小脇差・背笠御免	3		2			3			2		
家内傘・背笠御免		1	2			1			1		
傘御免・家内傘・背笠御免							1		2		
傘・背笠・合羽御免	2							9			
自身・家内傘・背笠御免										1	
家内傘御免					2						
家内背笠御免						3					
傘・背笠御免					4		2				
合羽・背笠御免						4					
傘御免	15		124	2		18	15	23			
背笠御免						19					
御間承届	18	8				7					
合計		50	16	168	3	67	28	32	1	9	5

永青文庫蔵「町在」による。

しく叱責し、「えた共」は「えた相応」の衣服を用いるよう命じている。百姓には「百姓相応」の衣服を強制し、「えた共」には百姓以下の、「えた相応」の衣服を強制している。その際に藩当局は、「百姓相応」、「えた相応」の衣服規制の内実には踏み込みます、百姓に自己規制させることで「百姓相応」の内実をつくりあげ、えた共には地域の百姓との対比のもとで「えた相応」の内実を強化しようとしている。

以上のように、衣服制度の衣服規制は、大きく「士席以上」・「士席以下」・「商家」と、百姓、「えた共」の三重編成をとっている。衣服制度はその後も繰り返し徹底され、その原則は幕末まで変化はない。注目したいのは、衣服制度はその原則が厳格に繰り返されながら、その一方で寸志を通じて「制外」の待遇を拡大し続いていることである。刀と傘はこれを象徴する。

## 2 刀と傘

寸志とは領民が金穀を献上する行為であり、藩が享和二（一八〇二）年に「錢預」という手形廢棄のための錢預潰方寸志を募集して以後領民に一般化するようになる。表三は鮑田郡五町手水の寸志褒賞事例を整理したものである。褒賞の種類は実に三九におよんでいる。「苗字帶刀御免・郡代直触」以上が在御家人であり、明治初年に士族に編入される。「郡代直触」とは藩からの諸通達が郡代から直々に触れられる身分であり、これを惣庄屋から触れられる「惣庄屋直触」以上は村の庄屋支配から離れた、先の「村人放れ」の身分である。褒賞内容は苗字・帶刀、吉凶礼時の礼服、小脇差を中心にはむかなかん寸志額の違いで細かく区分され、最末端に傘・菅笠・合羽が位置する。「御間聞届」とは寸志額をブールし、次の寸志と合算して褒賞を求める措置である。多様な褒賞内容のうち、ここでは刀と傘に注目しておこう。

刀と言えば、苗字帶刀として一般に武士の特権のように理解されているが、細川氏は、入国当初むしろ百姓の刀所持を義務づけている。たとえば入国翌年、寛永十（一六三三）年七月一日付の達書によると、大庄屋（惣庄屋）・

小庄屋には「刀・脇差」を、百姓には「脇差」を差させ、持たない者は購入して帯刀せよと命じ、違反の場合科料（小庄屋一五匁、百姓五匁）まで規定して百姓に対する帯刀を強制している。同達書によると、藩主忠利が川狩に行つた時脇差を差していない庄屋を見て殊の外「立腹」したというから、細川氏は、入国当初、百姓の刀所持・帯刀観念について、いわゆる「刀狩令」の常識とは大分異なる意図を持つていたともいえる。寛永十七（一六四〇）年になると、こうした観念はやや後退し、松井・米田・有吉の三家老が郡奉行中に対し大庄屋の武具拵・衣類、小庄屋の刀・脇差拵・衣類について、分限に過ぎざるように注意を促している。<sup>(12)</sup>その後百姓の武具所持に関する法令は見当たらず、宝曆改革の「衣服制度」以降、明確に刀・脇差は「御免」の対象となり、寸志の拡大によつて身分特権化する。たとえば、宝曆八（一七五八）年一月、下益城郡惣庄屋は郡奉行に対し「御制度」によつて着用禁止とされた羽織・袴、傘、合羽について配慮を求め、手永会所の役人（手代・下代・会所詰小頭）には吉礼・凶礼時の羽織・袴着用、雨天時の傘、御用場に出向く時の赤合羽着用、百姓には凶礼時の羽織・袴着用についての許可を求めている。<sup>(13)</sup>ベテラン庄屋を配する場合が多い手代・下代でも一般百姓並みの衣服が強制されており、庄屋のみならず百姓までもが刀・脇差を差すという状況は全く過去のことになつていて。

だが現実には、宝曆期以降、町在の帯刀人は増え続け、種々の社会問題を引き起<sup>こ</sup>している。たとえば、文政以降、「刀を帯候人」・「帯刀之人」に対する「無礼」行為を取り締まる法令が繰りかえされる。特に問題となつているのは熊本城下である。城下には本来の武士たる家中と、帯刀御免・武士身分の町人・百姓が混在している。家中に対して町人・百姓が「無礼」に及ぶとは考へがたい。町人・百姓が「御家人之高下」<sup>(14)</sup>を見て「応対」するのが「無礼之根元」<sup>(15)</sup>であり、無礼の対象は寸志によつて俄かに在御家人となつた者に向けられていたとみてよからう。そこには寸志によつて帯刀する町人・百姓が増大している現実を想定しうる。

注目したいのは、藩当局が帯刀人全体の権威強化に留意していることである。たとえば、文政（一八二六）九年には「帯刀之人」が往来している場合、通行人は「脇ニより、笠・鉢巻を取、かゝみ居」<sup>(16)</sup>るように命じている。また城

表4 熊本藩の戸口構成

(明治2年・1869)

藩士	4,281軒	(2.8%)
兵卒	15,118	(10.2%)
従前陪臣	3,815	(2.5%)
両末家藩士兵卒	717	(0.4%)
農	114,510	(77.2%)
商	6,915	(4.6%)
社家	277	(0.1%)
寺院	1,244	(0.8%)
盲人	573	(0.3%)
えた	1,352	(0.9%)
合計	148,152	

「改訂肥後藩国事史料」10, 332頁

下・近郊の花火遊び取り締まりに際し「刀を帯候者は姓名を承札、無刀之者は直ニ掲取、支配方へ引渡すように命じ、同じ花火遊びをしても帶刀と無刀とでは全く扱いを異にしている。それにも同じ百姓・町人でも寸志によつて帯刀身分になれば、法令上平の百姓・町人は土下座して彼等の通行を見送らねばならなかつたのである。武士身分の増大によつて改めて身分標識としての帯刀の権威が強調され、これに対する反発が「帯刀之人」に対する「無礼」として顕在化したものといえる。」

このように藩社会は帯刀という身分標識によつて大きく二分され、帯刀人全体の権威強化が図られた。同時に同じ帯刀人でも「士席以上」と「士席以下」は厳格に区分されているが、帯刀身分、苗字帯刀の在御家人身分は領民の実現可能な目標として意識され、町在の社会編成の基軸をなしている。

一方、傘とは雨の時さす傘である。雨が降れば傘をさす、今日では当たり前の行為が当時は認められていなかつたのである。まして口差しを避けるための日傘など論外である。雨が降る時に傘をさせる百姓とずぶぬれになる百姓がいる。その差は歴然である。しかも雨天時の傘は一般の百姓だけでなく、庄屋、手代、下代などの会所役人にも認められていない。傘御免の村人にまじって、蓑笠姿の庄屋が歩いている。従来の近世村役人論・庄屋論では考えられないシーンである。それゆえ衣服制度発令直後から地方役人の笠御免を求める要望が出されている。たとえば前述したように、宝曆八(一七五八)年正月に下益城郡惣庄屋が、衣服制度の発令により百姓一般に禁止された羽織・袴、傘について、会所役人(手代・下代・会所詰小頭)には役日上吉凶礼時の羽織・袴、雨天時の傘を許可していただきたいと連名で郡代に申し入れている。惣庄屋中は、会所役人が郡代役所に諸帳面を携行するし、他の百姓と見分け

もつかず「不締方」でもあり、雨天時に傘をさすことを強く求めている。この宝曆八年の願筋は斥けられ、天保十一（一八四〇）年に再度願筋が出されることになる。<sup>(15)</sup>

今回は惣庄屋の願いも切実である。惣庄屋は雨天時の傘御免の理由を大きく三つ指摘している。①雨で「御用物」が濡れるため傘をさすと見咎められる。②蓑笠を用いる百姓に対し、町方では傘が自由に用いられている。これでは教化のしめしがつかない。③しかし、寸志による傘御免で状況は一変し、村では傘御免の者が「三ヶ一」を越えている。「支配下之小前」はよくて「頭分之もの」には許されない、全く「転倒」した話であり、「役權を失」うことになる。しかも寸志褒賞の対象は礼服、小脇差、傘・合羽・蓑笠に及んでいる。以上のことを指摘したうえで、惣庄屋は庄屋・会所役人に対する小脇差・傘の許可を求めている。これに対して郡代は、小脇差は認めなかつたよう而在勤中の傘だけを許している。それも重要な用向きの時に傘を用い、通常は蓑笠を用いるように命じている。

このように、ここに至つても庄屋・会所役人が「役權」をつくろうための傘さえ容易に認められていない。その一方で村の「三ヶ一」の百姓が錢二〇〇目程度の寸志により

表5 明治2年10月・12月届出の武士人数

明治2年10月届出		明治2年12月届出	
藩士	2,496人	藩士	8,050人
兵卒	9,853	兵卒	37,219
郷兵	11,477	従前陪臣	8,259
四十六歳以上藩士兵卒並郷兵	18,627	両末家藩士兵卒	1,700
肥後高瀬藩			
藩士	164		
徒士	89		
兵卒	163		
肥後宇土藩			
藩士	159		
徒士	231		
兵卒	159		
郷兵	175		

傘御免の小特権を得ている。庄屋・会所役人も見習以来四〇年、五〇年の永年勤続や格別の出精により相応の褒賞を受けるが、通常、在勤中に傘や小脇差などの小特権を得ようとすれば、やはり寸志に求めざるを得ない。寸志という経済行為が領民の社会編成の基軸となり、寸志額に基づく武士身分・身分標識が百姓集団・町人（商人）集団内部の序列化を推し進めていたといえる。前掲表三に示した飽田郡五町手永の寸志褒賞状況はその帰結である。最高位は扶持取であり、三九段階の褒賞を経て最末端に傘・菅笠御免が位置している。傘御免といつても、下益城郡惣庄屋が宝暦八年に配下役人の傘御免を要求し、天保九年になつて庄屋・会所役人の傘を許されているように、寸志以外では容易に許されていない。一方では表三にみるよう、寸志により大量の傘御免が出ている。百姓は傘御免により、雨天時に傘をさせる者と蓑笠の者とに二分され、傘御免の上に多様な身分標識が重なることになる。在・町における武士身分・身分標識の重積・序列化は百姓身分・町人身分の集團的編成と対応していたと思える。

### 結びにかえて

最後に、いわば近世身分制の最終的形態を示す版籍奉還段階の身分編成の状態をみておこう。表四は、明治二（一八六九）年十二月に熊本藩が新政府の弁官御役所に提出した領内の戸口構成である。表中の「藩士」から「両末家藩士兵卒」（高瀬・宇土両支藩の藩士・兵卒）までが「士」に相当する。この明治二年十二月提出分は同年十月に知事細川韶邦が提出した分を修正し再提出したものであり、表五は両提出分の「士」分人數を対比して示したものである。十月提出分で注目されるのは一万人を超える「郷兵」の存在であり、知行取の「藩士」、切米・扶持取の「兵卒」とは区別して記載されている。領内総戸数一四万八八五二軒の内訳を見ると、

となつており、藩士・兵卒に郷兵を加えて「藩士兵卒等」となり、「農工商等」とは区別されている。そして十二月提出分では郷兵は兵卒に合体される。その説明文では、「藩士兵卒ハ帶刀以上之大数ニ而、郷兵ハ未だ一々編入之都合ニハ至兼申候」と記し、町在の「帶刀以上」(主に在御家人)を兵卒に編入し、いざれ兵隊編成の可能性を示唆している。「帶刀以上」は「藩士」につづく「兵卒」として位置付けられ、翌明治三年には「士族」に編入される。「士」の次には「農」・「商」が記載され、十月提出分の総戸数内訳では「農工商等」となつてている。

以上、熊本藩領を素材に、近世身分制の展開過程について素描し、中期以降、「士」・「農」・「商(工商)」の間にある程度上下身分的関係が実体化する状況をあきらかにしてきた。この点に関して小稿で重視したのは、第一に、武士身分が下降拡大し、多様な身分標識を生成していることであり、領民の身分集団化、序列化を進行させている。第二に、藩当局が、宝曆以降の社会変化のなかで、藩経済の根本として農業を重視し、百姓を「本業」に専念させるため、百姓の「本業」たる農業に影響を与える「商」(商売)との関係に留意し、「農」と「商」の政策的区別を意図していることである。藩当局に「商工」(町人)の内部を区別する意図は余りないが、「農」と「商」を区別し、「農」を「商」より上位に位置づける配慮がなされ、「根元、商売ハ農より賤物」と言わしめるに至る。

## 註

- (1) 水音文庫蔵(熊本大学附属図書館寄託)「細川家文書」。
- (2) 細川家文書。
- (3) 細川家文書。
- (4) 指著「近世大名家の権力と領主経済」第Ⅱ部付論一。
- (5) 「藩法集」7「熊本藩」二四〇頁。
- (6) 「同前書」三〇一・三頁。

(7) 名子庄七一件史料は「大津町史」による。

(8) 「熊本藩町政史料」二、八六頁。

(9) 藩法集 7 熊本藩 五七三、五七五頁。

(10) 「同前書」三〇三頁。

(11) 「同前書」一八〇頁。

(12) 「同前書」一八〇・一頁。

(13) 「肥後藩の農民生活」一九五、一九七頁。

(14) 「熊本藩町政史料」三、一三二頁。

(15) 「同前書」。

(16) 「同前書」一五一頁。

(17) 藩法集 7 熊本藩 八二八頁。

(18) 「徳富家文書」二、一、二三頁。